

第8回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和7年4月24日(木) 午後1時30分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也
証人	会計課長 案納 明枝 企画財政課 財政係長 福岡 信義 総務課企画監 佐々木 大輔
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午後 1 時30分開会)

○古賀世章委員長 それでは、皆さんこんにちは。

ただいまから公金の支出及び職員の懲戒規定等に関する調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の皆様方には、大変お忙しい中、多数おいでいただきましてありがとうございます。今後ともどうかよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、本日の議事に入ります。

まず、証人喚問前の進め方について申し上げます。

本日は、各委員から尋問を行う形で進めてまいりたいと考えております。

それでは、証人入室のため暫時休憩いたします。

(午後 1 時 30 分休憩)

(証人入室)

(午後 1 時 32 分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

案納証人におかれましては、本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定がございまして、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にありまたはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職のある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知り得た事実で、黙秘すべき者について尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときはその旨、お申出をお願いいたします。それ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬことになっております。

この宣言についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にありまたはあった者、後見人と被後見人

の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外は宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられることになります。

一応、以上のことと御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読、お願いをいたします。

○証人（会計課長 案納明枝） 良心に従って真実を述べ、何事も隠さずまた何事も付け加えないことを誓います。令和7年4月24日。案納明枝。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

それでは、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

(証人 宣誓書に署名押印)

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

それでは、皆様お座りください。

(全員着席)

○古賀世章委員長 これから証言を求めることがあります、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされますようお願いします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

それでは、これより案納証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことといたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは会計課長の案納明枝さんでしょうか。

○証人（会計課長 案納明枝） はい。そうです。

○古賀世章委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんでしょうか。

○証人（会計課長 案納明枝） はい。間違いありません。

○古賀世章委員長 それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めていかなければならないと考えております。案納証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただいて結構でございます。

尋間に当たり、証人、それから傍聴者の方に資料の配付を認めます。お願ひします。

(資料配付)

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

まず、配付資料について、白根副委員長より説明の後、尋問を行いたいと思います。白根副委員長、よろしくお願ひします。

○白根美穂副委員長 先ほど皆様にお配りした出生記念品事業単価契約書の書類について御説明させていただきます。

お手元にある書類は、住民課で予算を組んでいる出生記念品事業費で処理をするためにつくった書類です。この書類をもって会計課から公金が支出されます。地域振興課が住民課へ請求をし、住民課が会計課へ支出命令書を出して会計課は地域振興課「大刀洗マルシェかてて代表村田まみ」の通帳に振込みをしております。

以上で、説明を終わります。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

それでは、尋問を行いたいと思います。白根副委員長、お願ひします。

○白根美穂副委員長 それでは、質問させていただきます。

出生記念品事業単価契約、ベビーギフトの制度についてお伺いいたします。

出生記念品事業は、令和6年度からの事業となっております。事業化と予算化の経緯を詳しく御説明お願ひいたします。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 令和6年度の事業ということでの予算化と事業の説明ということでよかったですかね。事業化というのは、具体的にはどういったことをお尋ねされているのか。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 事業の計画内容を教えてください。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） まず、令和6年度の予算化ということで、予算の要求を3月の議会でさせていただいたところになっておりますが、その時点での計画というのはまだ詳しくは決まっていなかったところになります。その段階では、令和6年7月からその事業を開始するということで話を進めていたところだったと思っております。

計画というのがちょっとあれなんですが、4月1日からの事業ですけれども、この事業につきまして

は4月から準備を進めてカタログギフトとかそういう作成の時間が必要となりますので、そういうのが整いまして、また要綱等そういったのを整理をする必要があるので、7月からこのギフトは実際に動き出すというところでの計画をさせていただいておりました。

4月から7月までの方については、ギフトについてどうするかというのはこれから課題というところで、6年度のその予算要求の段階ではそういったような状況でございました。

一応、以上でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 再確認させていただきますが、事業計画ができていない段階で当初予算に上げたということでおよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 事業計画というのが、このギフトを渡すということ自体については、6年度の4月1日から出生した方を対象に、3,000円のギフトを送るというところは、その時点では決まっておりましたが、それをいつから始めるかとか、カタログギフトそういったものの作成の時間というのがありますので、実際の動き出しというのは7月ぐらいということでの計画をさせていただいたところになります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 新規事業ということになりますが、2月の議会で新規事業として説明がなかつたかのように思いますが、説明はされましたか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 新規事業の説明の中には、これは入っていなかったものになります。この事業については職員のほうからの提案で上がってきたものになりますけれども、1月ぐらいにそういう相談を受けまして、あと地域振興とか福祉課、そういったところとの協議も必要になりますので、そういった協議をして2月終わりぐらいに決まったものだったかと思っております。

まず新規事業につきまして、議会への説明というところの御質問かと思いますけれども、これについては金額も需用費で40万円程度でございましたので、私のほうでの判断で、議会への説明は予算要求の段階での説明、予算書の中に盛り込まれますので、そこで大丈夫かなというふうな認識はありましたので、2月の議会までにその話をちょっとまとめなくちゃいけないという認識は、ちょっとございませんでした。その点について、もしか説明が必要であったということであれば、お詫び申し上げたいと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 令和6年7月に人事異動されたかと思います。その場合に、新しくなった課長へのこの新規事業の申し送りはできていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 異動に関しての申し送りというのは、一応事務引き継ぎというのが事務手続上もございますので、そういった中でたくさんの業務の中でこここの部分について細かく説明したかどうかというのは、ちょっと覚えておりませんが、全体の事業というところでは説明をしたかどうかは覚えていません。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 7月からの事業開始予定として進んでいたということで認識よろしいですか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） はい。7月から、できればそのカタログ等が早くできれば、5月でもいいんでしょうけれども、ちょっとそこは難しいかなというところで7月というところで担当者とも協議をしていたところになります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それだと7月から執行開始するというところで決まっているとするならば、7月までにはどういった流れでどのように行う、予算書を見ると、1人3,000円当たりの150名分ですかね、45万円で予算がつけられています。それに対して、カタログ代とか送料代というものが組み込まれていませんけども、そのところはどのようにお考えになって計画を進められていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） カタログについては、6月までに協議を進めておりまして、内容につきましても実際に「かてて」さん、そちらのほうとの協議が必要になりますので、「かてて」の打ち合わせのスケジュール的に言いますと、まず2月終わりぐらいにこの事業を乗せるというところでの打ち合わせをさせていただいて、3月中に出店者さんがどのくらいいるかというような調査をさせていただいて、4月に入って「かてて」さんのイベントみたいな皆さんが集まる機会があるので、そこで聞き取りをさせてもらってというような流れでありますので、カタログについても4月に入ってから作成の準備に入ったというところになります。まず出店者さんを絞り込む。それから印刷をかけていくという流れになっていたところですので、印刷については6月までには終わっていたかと思っております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 再度同じ質問をしますけども、そのカタログ代等の出費するであろう金額の予算は、どこに上げられていたんでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 印刷費の中に上がっていたかと思っております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、7月までにこのベビーギフトの要綱はきっちり決まっていたということになりますか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） そこにつきましては申し訳ありませんが、要綱が確実に整っていたわけではございません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 地域振興課とのやり取りがあったという御答弁だったかとは思うんですけども、地域振興課の誰とどのようなやり取りをやったのか、御説明願えますか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） まず、1月に職員のほうから提案がありましたので、まずそれができるかという協議につきましては、課長同士でさせていただいたかと思います。具体的には村田課長と私、できるだろうかという、まず打診ですね。2月に入っての細かいプレゼンを住民課からさせていただいたときは、担当職員と向こうの担当職員、それから「かてて」さんも入っていたかと思います。そこについては、私のほうはちょっと出席をしていないので、具体的な出席人数とかは分かりませんが、そういった2月の段階での打ち合わせをさせていただいたというふうになります。

それから3月から、カタログギフトはその辺ですね、4月ぐらいになるかと思いますけれども、それはもう担当者と「かてて」さん、それから職員同士というような形でも事務的な流れになりますので、そういった打ち合わせを数回させていただいたというふうに思っております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 すみません。話がもう1回元に戻るんですけど、カタログの費用が印刷代からということですが、これは住民課の予算の印刷の中で計上しているということになりますか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） はい。私の中では印刷費ということで、こちらで上げさせていただいたかと思いますが、ちょっとごめんなさい、記憶にありません。確かにところはちょっと。そこちょっと協議の中でどちらでするかというのは曖昧になったところもありますので、カタログ作成費用については、ちょっと記憶がありません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○白根美穂副委員長 はい。

○古賀世章委員長 そのほか委員の皆さん、どなたか御質問がある方はお願いをいたします。平山委員。

○平山賢治委員 平山です。よろしくお願いします。

私たちもが今回、非常に百条で疑問に思っていますのは、いわゆる「大刀洗マルシェかてて」、この運営や公金の取扱いに非常に疑問があります。その調査をする中で、この6年4月から新規事業として実施されたベビーギフトと。新しく生まれた方に3,000円相当のプレゼントをするということの実施の立てつけについても、やはりほかの「かてて」の運営の疑問と同様に、やはりお金の流れ、それから事業の流れというのは適切なのか、疑義があるというところで今回質問させていただいています。

まず一つは、先ほど、今、証言にありましたどちらかでするかが曖昧なまま始まっていたと。それが本当に今の問題の本質だと思うんですけれども、そもそも先ほどおっしゃっていた振興課長と「かてて」さんと3者での協議というような御主旨だったと思いますけど、「かてて」さんというのはどちらなんでしょうか。そこに居た「かてて」さんというのは。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） すみません。曖昧な非常にあれですけど、お名前をちょっと存じ上げないんですけれども、地域振興課のほうで雇っている会計年度任用職員になっているかと思いますけれども、「かてて」の職員ということで雇われている方々になります。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 会計年度任用職員ということは、町の職員ということで認識してよろしいですか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） はい。そのように思っております。

○平山賢治委員 ということは、「かてて」というのはどのような団体だと認識していらっしゃいますか。

ちょっともう1回。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先ほど「かてて」さんという別の町と違うかのような団体のような御表現をなさつたけど、「かてて」さんは誰かと聞いたら町の職員ということですよね。ということは、「かてて」さんは何なんでしょう。町の一機関ではないのでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） ちょっとどのように申し上げたらいいか分かりませんが、例えば農業委員会さんとかそういうふうな意味合いのことで、「かてて」さんみたいなことを使わせていただいたところにはなります。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 どのようにこの公金の処理も含めて、いわゆる事務処理を。その前にこのベビーギフトをやろうと発案したのは、住民課の職員ということで認識してよろしいですか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） はい。住民課の職員でございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 具体的には個人でしょうか、お名前が分かればお聞かせいただきたいと思います。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） そのときの住民課の職員で、渡邊直也のほうからの提案となっております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうすると、ちょっと後の質問にも関わってくるんですが、これを「かてて」さんに対して出品契約をしたり委託をすることが必要だという認識はありましたでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 出品契約と、もう一つはすみません。

○平山賢治委員 出品契約や委託やあるいはもう一つ言うと、なぜ「かてて」さんを使うのかという根拠も私は必要になってくるんだろうと思うんですよ。そういうものが制度設計や協議の段階で行われていたのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 私の中では委託というのはちょっと認識がなかったところになります。需用費で組んでおりますので、あくまでも出店者さんに需用費としてお渡しするというか、そういう意味合いで思っておりました。

あと渡邊のほうからプレゼンがありまして、その内容につきましては町で循環する仕組みであったりとか、子育てを応援する方々の身近な応援という意味合いで、もう一つ県のほうでも事業がございますけれども、それとは違った形での近くの出店者さんたちが応援するということで、応援カタログギフトということでメッセージをつけたものというお話があったので、それはとてもいいお話ということで、みんな住民課のほうで話し合いをして、進めていこうというところにはなっています。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 このベビーギフトに関しては、住民基本台帳費で予算が組んであるかと思うんですが、そういう経済循環とかの考えであれば、もともとから地域振興課が所管しておれば、そのような協議やそういう契約の問題というのも発生しなかったように私は思うんですけども、そういう最初から地域振興課が実施して住民課は出生のデータだけを提供するという立てつけというものは考えられなかつたんでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） まず、住民課の職員からの提案というのもありましたし、あと住民基本台帳といいますか出生届を出した人ということになりますので、あくまでもやっぱり戸籍の届出を

した方からが出発になりますので、そこは出発点としては住民課からでないとやはり難しいかなというところもありましたので、住民課のほうでの予算の確保というか、そういったところにさせていただいたというのがあります。

この件については地域振興課でどっちで予算を組むかという話は、ちょっとさせていただいていいところになります。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○平山賢治委員 はい。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 先ほどの質問につながるんですけども、もともと地域振興課で予算を上げていれば、住民課は出生届を出しに来た方に、こういうサービスが町にはありますので、地域振興課のほうにお尋ねになってくださいというような公告というか、お知らせだけでもよかったですと思うんですね。その後に地域振興課からこの方は本当に大刀洗町在住で出産された方ですかという確認が来たときに、そのときに住民課が照合されて、そうですというお答えするようなシステムでもできたのではないかと思うんですけど、そういうシステムではいけなかったということになりますか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） あくまでも出生届を出しに来たときにというのが住民課側としてはありましたので、そこはちょっと考えなかったところになります。ただ、そのようなシステムも別にあるのかなとは思います。

ただ、出生届を出したときにじゃない場合は、例えば1か月後、2か月後となりますと、それはまたちょっと意味合いが違ってくるものになるのかなというふうに思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 意味合いが違うものということで御答弁されましたけども、地域とのつながりとかいうことでございますので、そこを一、二か月ずれたからといって、地域とのつながりを消すような事業にはならなかったとは思いますけども、必ずしも出したときだけということであれば、これ実際遡ってやっていらっしゃいますよね。お手元にある資料は、10月10日付になっているんですね。履行期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。事業開始したのが7月です。7月からお渡しているということになると、先ほどの証言がちょっと矛盾するかなと思うんですよね。そのときじゃないといけない。そのときじゃないといけないんだったら、もう4月1日からこの事業を施行していなきやいけないということになるかと思うんですけど、どうお考えになられますか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） そこにつきましては、7月からの事業といいますか、カタログ等の準備をする段階の時間が必要ですので、そこはちょっと確保をさせていただく。例えば7月からその事

業で4月から7月までの方にやらないと、この事業の対象にしないということは考えましたけれども、それですとちょっと不公平感があるのかなというので、この間の人たちについては、遡ってということでの考えでございました。

○古賀世章委員長 案納証人、どうぞ。

○証人（会計課長 案納明枝） すみません。その出生届を出したときにというのにちょっとこだわらせていただいたのは、その後は1か月健診であったり、そういったところにつながりますので、その辺は福祉課と協議をさせていただいたところにはなるんですが、まず生まれたときにというところで、住民課のほうではさせていただいたというところになっています。

以上です。

○古賀世章委員長 いいですか。ちょっとどなたか、ほかにあればお願ひをいたします。平山委員。

○平山賢治委員 では、すみません。出生記念品事業単価契約というのがお手元にあるかと思いますが、これについては、証人が移動後に実施するに当たって、この単価契約書を結んでいます。10月10日ですかね。

そして、同時に2枚目ですけど、業務仕様書ということで5条にわたるものがつくられています。本来はこれによって、これを根拠として、今、事業が行われているんですけど、証人としては、当然これは7月の実施開始までにこのようなものが必要だったという認識はございますか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 7月までにこういったことを整えられなかつたことについては、ちょっと責任を感じているところではありますけれども、この単価契約についてはちょっと私の知るところではないということでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 証人が、もし移動がなかつた場合ですね。移動がなく7月以降も住民課長をお続けになった場合、このような単価契約や業務仕様書は必ずしも必要なく、この事業が行っていただろうという御認識でいいですか。それとも何らかこれは7月以降も課長の職を続けるとしたら、こういうものが必要だったとお考えでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） ちょっとそこは分かりませんけれども、今、これを見させていただいて、仕様書だけでもよかつたのではないかというふうには思うところです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 そうしますと、やはり単価契約が必要ないだろうというふうにお考えであるということは、当然マルシェも含めてこれは町の直営の事業であるから、必ずしもこのような規約がなくても庁舎内の調整のみでこの事業は実施できただろうというお見込みでよろしいですかね。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 先ほどは任意団体かどうかというお話がありましたけれども、いろんな生涯学習のほうに行きましたので、ひばりロードレースとかそういう実行委員会のお話のようなものかと思いますので、実行委員会の中でひばりロードをするときに、いろんな物品を買うときは町の一般財源の中から出しますので、そういう流れと同じようなものである「かてて」さんの団体かというふうには思っておりますので、ちょっと何と言ったらいいか分かりませんけれども、そのように思っております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 もし、「かてて」さんがそういう団体であるとしたら、「かてて」をなぜ選定するのかという根拠づけや契約等も多分必要になってくると思うんですけども、その辺のお考えはいかがですかね。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） この事業をするに当たって、渡邊のほうからの提案の中では、「かててマルシェ」のほうがいいんじゃないかというお話がありました。ほかの市町村のところもいろいろ調べた中で、ほかの市町村がしてあるのは出生記念品としてふさわしいものとかという表現が要綱の中にうたわれることが多いです。

そういう中でうちの町としましては、本当に出店者さんの思いがつながるとか、そういう生まれてきたことを応援するということが、町内の中でできるのではないかというところで、「大刀洗マルシェかてて」のほうにお願いするというようなのは、思ったところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 実際、この記念品事業が始まって、住民課に対して地域振興課から請求が来るわけですね。そういう立てつけの予定だったということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 私が居るときの段階では、ちょっとそこまで詳しくは決められていなかったところになります。ただ、1か月分をまとめてQRコードで住民の方が読んで、全ての方にカタログを渡しますけど、必要かどうかというのはその方々が選ぶことになりますので、それを1か月まとめて報告をいただくというような流れにしようというところは決めていたところになります。

ただ、実際のお金の流れのところまでについては、私の段階ではちょっと決めきれなかったところになっております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先日の予算委員会の中では、町長は「かてて」の通帳に収入されるお金は公金ではないとおっしゃっていました。売上げだからということをおっしゃっています。

ただ、今回のこの3,000円の予算というのは、全て公金ですよね。だからこの公金が1円でも法律に従わずに使われたり使途不明になっていたとすれば、これは大きな問題になると思います。

3,000円程度の商品とするということでここに書いてあります。そもそもこの3,000円という単価、あるいは幾らにしようという単価は、証人が課長時代に既にお見込みになっていた数字でしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 予算要求をしておりますので、私ほうでの認識はあります。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 実際に地域振興課側の書面を見ておりますと、出品者に対して2,500円相当の商品を出品してくれという書面がございます。となりますと、出品者に対しては2,500円しか支払われておらず、町の税金から支出された公金のうち500円がどこかに消えています。御存じでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） この3,000円という決めるところの中には、いろんなよだれかけだつたり、いろんなものがあるんですけども、実際に売ってある金額がばらばらだというところは一つありました。そこをそれぞれの金額でのカタログにするのか、そういったところの協議はさせていただいたところになります。

ただ、ラッピング費用ですね。あと送料であったり保管料とかそういうものがかかりますので、例えば2,500円のものにプラスアルファはどうしても必要なものということで、そういった協議はさせていただいたところになります。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 単価3,000円で予算を可決しているのに、実際に担当課は2,500円のものしか出品者に要求せず、その公金の3,000円のうち500円が、何らの条例もなしにどこかに消えているということについては、どうお考えですか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 申し訳ないんですが、ちょっとそういうふうな認識はなかったです。どこかに消えているというふうな認識はないです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 「かてて」自体は条例の定めもなしに10%、20%の手数料を引いていたりするんですけど、ここでも500円を恐らく何等かの経費とみて、向こうが引いているんだろうと思いますけど、そこについては制度設計の段階では御承知いただいたでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） ちょっとそこについては記憶がないところにはなりますが、先ほども申しましたようにいろいろな商品の値段がありますので、そこを統一して3,000円と決めたときの中

に、そういったお話はあったかも知れません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほか、どなたか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 先ほど、送料、保管料ということでしたけども、送料は、今、実際確認したところ、「かてて」が出店しているところに取りに来るということになっているらしいんですね。保管料と言われましたけども、これはどこに保管して保管料が発生するという認識だったんでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 保管料というふうに申し上げましたけれども、当初そういうお話がありましたけど、保管については今のところないです。

送料につきましても、物によってはどうしても後からの、確かギフトの中には花束とかそういったものも入っていたかと思うんですね。今から出店者さんも増えていくので、そういったお花とかであれば家への送付、何て言うんですかね、プレゼントということで家に持っていくとか、そういったのも想定はされたかなというふうには思っております。

実際、お花とかが、今、カタログの中にあるかどうかというのはちょっと分かりませんけれども、そういったものも必要ということでお話は進んでいったかと思っております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。どうぞ、案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） すみません。付け加えさせていただきます。

そのカタログの中に応援してある方がたくさんお店があるというところで、そこのお店のほうにも行っていただくというのも一つあるなどか、例えば子育て支援センターに取りにいくというのもあるなどか、そういう町にあるものを知っていただく一つのカタログになるといいなというところもコンセプトの中にありましたので、そういった意味合いのところもあったところになります。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 すみません。もう一度確認させていただきます。

3,000円相当の品物をお渡しするという文言になっておりますが、地域振興課は2,500円程度のものを出品をということになっております。この金額設定は御存じやなかつたということでよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 記憶にちょっとないところにはなります。

ただ、3,000円、先ほども言いましたけども、設定の中でいろいろな金額があるので、そこに3,000円というふうに決めさせていただいたところはございます。当然、出品の金額と違うというところの認識はありました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 すみません。日本語として、3,000円相当の物をもらうという、町民からしたら

3,000円、3,500円かもしれないし2,900円、3,000円に近い物をもらうんだという認識があるけど、2,500円程度の物をもらっているという認識はないと思うんですよね。500円というのは相当な大きい金額のように、私個人的には感じるんですけど、その点はどう思われますか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） そこは、そこにやっぱり手間というか、ラッピング費用であったりとか、そういったものはかかるべきなので、その商品について、やはりいろんな物を買うときもそうですけども、今も紙袋代とか取られるような時代ですので、そこについては必要な経費なのかなというふうには思っております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、全てを含んだ物で3,000円相当という認識であったということによろしいですか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） はい。そうです。全てを含めて3,000円ということでございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。ありがとうございます。そのほか、どなたかご質問等があればお願ひをいたします。よろしいですか。高橋議長。

○高橋直也議長 ちょっと公金の支出に関してなんですけども、先ほど証人のほうから、新規事業の説明がなかったと、しなかったと。少額だから課長の判断で新規事業の説明をしなかったと言われました。少額であろうと税金です、使われる予算は。幾らからが少額になるんですか。幾らまでのその新規事業だったら説明しないというようなお考えなのか。何か規程があるのかを教えてください。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 規程等はないのかと思っております。ただ、住民課の事業として、大きな金額、そのとき説明させていただいたのは、どちらかというと、生活環境、そちらのほうの金額が大きかったりしましたので、この部分については、優先順位的に説明を必ずしなければならない優先順位をつけたときに、下のほうになっていたかなというふうには思っております。

ただ、新しい事業ではありますので、どちらかでご説明は差し上げるべきだったかなというふうには思っております。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 少額だったから説明しなくていいと思った、優先順位が低かったというような答弁ですけども、じゃあ逆に公金、私たちの税金を使って予算を執行する、そういった住民サービスに還元するような予算を立てて行う中で、具体的に予算を使って、それが住民の皆さんに届くまでに、例えば、商品が2,500円、経費の分が500円を見ているというならば、送料が大体幾らぐらいかかるのか、ラッピングが幾らぐらいかかるのか、保管は幾らぐらいかかるのかとか、そういうきちんとした計画

を立てて予算を予算取りに動くんじゃないんですか。ざっとやりたいからと、二、三千円ぐらいの商品を住民の皆さんにやりたいから、人数分とりあえず予算計上しておこうというような予算の取り方をされているんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 予算としては、送料を含み3,000円というところにはなっておりまますので、実際のところの送料が幾らかとかいうところまでは、ちょっと計算はしていなかったところにはなります。

○古賀世章委員長 よろしいですか。議長。

○高橋直也議長 きちんと積み上げて、総額幾らぐらい1人にかかるというのをきちんと出さないと、予算が足らなかったり、余ったりすると私は思うんです。そういった制度設計がきちんと固まらないうちに、大事な税金を予算取りして、とりあえず取ってから、じゃあ具体的に細かいところは決めていこうかというような予算取りをされているんですか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 今回につきましては、申し訳ないですけど、そういったことになってしまっております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 あと、これパンフレットがあると思うんですけど、パンフレットは、住民課じゃなくて地域振興課のほうの予算で作られてますよね。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） すみません。私のほう、ちょっとそのところは記憶になかったので、自分のところの予算取りというか、中身の起案は回ってきて見ておりましたので、それが地域振興課からの合議だったのか、住民課からの発信だったのかちょっと曖昧になっておりますので、そのところはちょっと記憶になかったので、実際そのような予算になっているということであれば、そういうふうでいるかと思います。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 やはり要綱や仕様書は必ずいると思うし、公金を利用するには、そういった積み上げが私は必ず必要だと思うんです。パンフレットは、この中から選んでくださいという一番大事な部分じゃないですか。そういうのを自分の課が作ったのか、地域振興課、よそが作ったのかという分からぬような計画の中で、我々の大事な税金、公金が支出されているとなると、またそこは違う問題が出てくると思うんです。

このベビーギフト事業に関しては、住民課内部で、どういった人たちが、住民課全員で企画を練つて予算取りに動いたわけですか。それとも、先ほど名前が出ました渡邊さんの提案で、課長がそれを

聞いて、課長が地域振興課の課長、福祉課の課長のこのレベルで動いたんですか。どういった計画をしっかり立てて、前に物事を進めていったのかを聞かせてもらえないでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 先ほど申しましたように、渡邊のほうから提案がありまして、提案があっているというところで、当然、係長のほうにもお話をして、係長と渡邊のほうから提案があったという、私には、具体的にはそうなりますけれども、具体的には、ですので、渡邊と係長と私での協議をさせていただいたところにはなっております。

○古賀世章委員長 高橋議長。

○高橋直也議長 係長って誰でしょうか。

○証人（会計課長 案納明枝） 四ヶ所めぐみになります。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 じゃあ住民課の中では、渡邊さんと四ヶ所係長と当時の課長、案納課長、この3人でこの事業をやろうと。計画を立てて動き出したわけです。でも、そのときには、実際これが住民の対象者に手元に行くまでのきっちとした積み上げた金額、送料が幾らとか、ラッピングが幾らとか、そういうのは正式に決まらないまま予算取りだけをした、公金の予算取りだけをしたというふうな認識でよろしいんですか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 3,000円というのは、もう予算取りの段階では決まっておりましたので、最初いろいろ意見がありましたけれども、1,000円だったり、2,000円だったり、何を渡すのか、そういうところの議論もありましたし、そこから先、どういった商品があるのかというのは、地域振興課のほうにも協議をさせていただいて、会計年度任用職員、関係者の職員の方たちとも協議をさせていただいて、どういったものができるのかというところをまず聞き取り等を行ったところです。じゃあ幾らぐらいができるのかというところは、協議の中で決めさせていただいたところにはなっております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。議長。

○高橋直也議長 それは、どれくらいのものを予算で買えるかという話だと思うんですけども、先ほども聞きましたけども、じゃあこれをどういった形で周知していくのか、どういった形で対象者に届けるのかという、そういう具体的な計画はないまま予算取りに走ったという認識でよろしいんでしょうか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 周知については、広報等でお知らせをしていくところで、いつぐらいに、7月までに整えるというところでのざっくりとした計画にはなっておりましたが、そ

ういった計画で進んだところにはなります。

○高橋直也議長 届ける費用とか、そういうのはどういうふうに考えられていたんですか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） 届ける費用については、その500円ですか、今、2,500円程度ということで500円という程度になりますから、そこについては、その中のやり取りをさせていただくとなっていますので、具体的にそこがどのくらいの金額かというところは、地域振興課との協議の中で決まったところにはなっております。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 ということは、そのパンフレットを作る費用とか追加で作る費用とか、送料とかかかるときには、どこから予算を持ってくる予定だったんですか。そこまで含んで予算取りをされていたんじゃないです、これ。ただ、商品が3,000円掛けるの人数分ぐらいで予算取られていたんでしょう。送料とかラッピング代とかパンフレット代とか、その辺はどこから予算を持ってこようと思っていたんですか。それは、また、とりあえず予算取ってしまえば、まだその後考えればいいやというところで事業を進められたんですか。

○古賀世章委員長 案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） ラッピング代等については、その3,000円の中に入っているものというところですので、別立てで予算を組む必要はないというような認識がありました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。最後、高橋議長、お願いします。

○高橋直也議長 1円であれ、10円であれ、3,000円であれ、我々の大事な税金、公金ですので、それを予算取りして執行するには、きちんと最後まで事業が成功するように予算を積み上げて、私は執行していただいているものと思ったんですけども、今の答弁をちょっと聞きますと、公金の支出に関して、何かあんまり計画性がちょっとないように感じたんです、私的には。そういう計画段階で予算取りをして、公金を使っているかということに関して、私は正直ちょっと驚きました。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。そのほか、どなたか、もう時間も押してきてますんで、最後に平山委員、お願いします。

○平山賢治委員 もし直営で契約書が要らなかったんだったら、その不用額は戻らないといけません、予算の中に。3,000円、1件支出して、ラッピング等が不要だったので、こんだけ余りましたというの不用額で戻らないといけないけど、恐らく戻ってないんです。だから、500円はどつか消えちゃったんです。

○古賀世章委員長 いかがですか。案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） そこについては、私のほうの認識がちょっと足りなかつたかなとは思

うんですけども、当然、例えば1,700円のものがあって3,000円という場合は、そこに追加されて3,000円に見合うだけのものになっているという認識でございますので、戻りはないというふうな認識でした。

もう一つ、その3,000円掛け150人でさせていただいておりますけれども、これは大体1年間に生まれる人数というところでございます。

ただ、これについても、カタログの中から選ばれる方、選ばれない方もいらっしゃいますので、これがマックスの額だろうというところでの計算をさせていただいたところにはなっておりまます。ですので、この45万についても、当然、その不用額というものは出るというのは最初から思っているところにはなっております。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 恐らく不用額の一部は戻ってないんです。だから、そこに、私たちは問題があると思っています。そこはいいです。

全体見ておりますと、我々議会がいつも毎年のように指摘しているのは、とりわけ新規事業に関して、発案だけやって、制度設計や実務が、全く法律に基づく制度設計等ができていない、とりわけ一部の関わるものについては。今回もおわびのようなご発言もありましたけど、前と同じような立てつけが、そういう予算立てつけができないまま、とにかく年度末にいきなりそういう発想ができてやってみようというふうになったけど、結局そういう要綱もできないまま異動になった。多分発案者もそうです。発案者もそういう具体化ができないまま異動になっている。こういうことが、しばしばこの太刀洗の行政で起きるというのはなぜなんでしょうか。

○古賀世章委員長 いいですか。案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） その制度設計ができないままにというところがなぜなのかというところに関しては、私のほうからちょっとお答えはできないんですけども、先ほどからありましたとおり、7月に開始するという中で、それまでに制度設計ができなかつたことに対しては、私のほうの力の足りなかつたところかなというふうに思っております。

また、3,000円掛けの予算の要求のときに、制度設計がしっかりとできていないんじゃないかなというところは、初めての事業でございますので、ましてや、出展者さんとの協議みたいなものも4月から行うというところになっておりましたので、そこにつきましては、それが整つてから行えばよかつたのかなというふうに思っております。6月の補正とか、そういったものでもよかつたのかなというふうには思うところです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 当然、初めてだからことをしっかりと制度設計しないといけないです。だから、今回は

もうこれとりあえずやるという、昔の前哨戦から、とにかく拙速だったんじゃないかと。

それから、もう一つは、少額だからいいじゃないかという関係、少額だからいいじゃないかという発想が、この行政内にもはびこっているんじゃないのかというのが、我々の、今回、証人のご発言お聞きしても、そういうところを確信に至ったんです。ほかのいわゆる我々は公金の支出を問題にしたり、あるいは出張旅費の偽造問題にしているのも、結局はもう少額だからいいじゃないかということと、公金を1円たりともやっぱり無駄にはしない、それから、1円たりとも使途不明金をつくらないと。当たり前の公務員の感覚が、この一部、この行政の、とりわけその管理職の大部分、多くにおいてはびこっているようにお見受けします。それはなぜでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。案納証人。

○証人（会計課長 案納明枝） なぜでしょうかということに対しては、ちょっとお答えができないです。少額だからということで、今回は新規事業の中でご説明を、優先順位をどうしてもつけないといけないと思いましたので、全てのことを説明できませんので、そういった中で、あのほうになってしまったということは申し訳ないなというふうに思っております。そういったところを反省のところではございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 今後も基本に立ち返ってやっていただきたいと思うし、証人が関わった事業の中で、恐らく使途不明金等が発生しているということを、今後ともご自覚いただければと思います。

私からは以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。もう時間もオーバーしていますんで、私も一言なんですけど、やはり、先ほど平山委員や高橋議長からもご質問がありましたように、最初の制度設計を含めた対応が、これやっぱりさんだなと言わざるを得ないように思います。やはり課長としてのプライド、いわゆる職責は何かというようなことをきちんと考えていただいて、やっぱりこの課長の職責をきちんと果たすような対応をしていただきたいと。これお願いになるかもしれませんけど、そうでないと、もう何が何か分からんように、がたがたになってしまいますんで、よろしくお願いをいたします。

私からは、以上でございます。

それでは、時間も押してまいりましたんで、以上で、案納証人に対する尋問は終了させていただきます。証人は、退席、退室いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(証人退室)

○古賀世章委員長 それでは、以上で、案納証人への証人尋問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。2時40分から再開をしたいと思います。よろしくお願いします。

(午後2時34分休憩)

(午後2時40分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

休憩前に引き続き、証人の尋問を行います。

それでは、証人入室のため暫時休憩をいたします。お願いします。

(午後2時40分休憩)

(午後2時41分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

福岡証人におかれましては、本委員会の調査のため、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができるようになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にある者が、その職責上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、お申出をお願いをいたします。

それ以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならぬことになっております。

この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外に宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5か年以下の禁錮に処せられることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人の宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

それでは、宣誓書を朗読、お願ひします。

○証人（財政係長 福岡信義） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和7年4月24日、福岡信義。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。それでは、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

それでは皆さん、お座りください。

これから証言を求めることがあります、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願ひいたします。

なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより、福岡証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことといたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは企画財政課財政係長の福岡信義さんでございましょうか。

○証人（財政係長 福岡信義） はい。そうでございます。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりでお間違いございませんでしょうか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） はい。間違いございません。

○古賀世章委員長 それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項についてお伺いさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。福岡証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えいただいて結構でございます。

尋問に当たり、証人それから傍聴者の皆様に資料の配布を認めます。よろしくお願ひします。

よろしいですか。それではまず、配布資料について白根副委員長より説明の後、尋問を行いたいと思います。白根副委員長、よろしくお願ひします。

○白根美穂副委員長 今、お配りいたしました文書は、職員が出張する際の旅費に関する留意点が示された書類であります。令和4年5月に発行された文書と、その後、令和5年1月に変更された文書となっております。

文書の説明は以上でございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

それでは、尋問を行いたいと思います。白根副委員長、お願ひします。

○白根美穂副委員長 それでは、質問させていただきます。

決裁文書、通常、決裁文書を変更するときには、どのような手順を踏むのかお答えください。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 決裁文書の変更のお手続ということでございますけれども、一般的に申しますと、決裁文書のかがみ文そのものを変える方法が一つと、決裁を取った内容を変える場合の2つになるかと思っております。

決裁を取る伺文書に誤りがあった場合は、その文書について必要な訂正を施した後、決裁を受ける、あるいは、決裁を取った内容について変更がある場合については、変更があったものについて、再び決裁を受けるというのが一般的な流れかというふうに認識をしています。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 再度確認いたします。

決裁文書を変更する場合には、再度決裁が必要という認識でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） あくまで一般論の話で申し上げております。この決裁文書、委員がおっしゃられている決裁文書というものが、冒頭のかがみ文のことをおっしゃってあるのか、内容のことであるかということについては、私は確認が取れおりませんので、もし、その内容が変更になった場合については、一定程度の決裁を取り直す、あるいは協議を踏まえた上で合意を図るというところが、方法になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 決裁した文書を変更した際、周知の方法はどのような形で行われますか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 庁内の周知の方法についてのお尋ねかというふうに思っております。

まずは、朝礼等で書類として渡すという方法が従来の方法だったかというふうに思っておりますが、一定程度、ペーパーレスでありますとか、即時性ということを追求した結果、大刀洗町で申し上げますと、デスクネットである回覧文書でありますとか、LOGOチャット等による周知、もしくは、その文書そのものをデスクネットの保存文書等に格納する、あるいは、庁舎内のサーバー等に格納して見える状態にするというのが、周知の方法になるかというふうに思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、先ほどお配りいたしました令和5年1月の日付であります出張旅費計算等に關わる留意点、この文書を御存じでしょうか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 存じ上げております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 この文書は、もともとの令和4年5月に発行されたものと変更があつてございま
すが、この改変に証人は携わっていたのでしょうか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 携わっております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 関わったとすれば、どのように関わったのかお答えください。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 令和4年5月にこの留意点を作成して、庁内周知を図りました。それは
保存文書という形で、職員がパソコン上で見れるような形で公開をしておりました。その後、令和4
年12月の庁議において、この留意点等についての宿泊に関する証明書等について、意見が出たかとい
うふうに記憶をしております。

それを踏まえまして、当時、令和4年5月にこの留意点自体は、総務課、会計課のほうで連名で出した
ものでございますが、令和4年12月の庁議で出た意見等を踏まえまして、私のほうで一定程度改正
案をつくった上で、当時の総務課長と協議をし、令和5年1月の庁議で再び議題として上げたところで
ございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、この文書改変に当たっては、証人が自ら変更した後に、課長に確認
を取ったということでよろしいですか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 令和4年12月の庁議で出た意見を踏まえて、私のほうでこの改正文に
ついて作成し、協議をしたものでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 課長の指示を受ける前に、証人が変更作業を行ったということになりますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。慎重にお答えください。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 大変申し訳ないんですけれども、その指示を仰いだ上で私が作成した
ものであるか、その庁議の後に私が組成したかについては記憶にございません。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 決裁文書の変更時の通常の手続について、最初に答弁していただきましたが、
今回は決裁の手続が踏まれていないように思われます。それはどうしてだったのでしょうか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 令和4年5月にこの留意点を作成した際に、この留意点の文書自体は庁内の内規的な取扱い、大本に職員の旅費に関する条例でございますとか、施行規則、あるいは上位法の国における国家公務員の旅費等がございました。そういうたった運用等をできるだけ分かりやすく伝えるということが主の目的でございまして、これによって職員の誤答、なるべく間違いが発生しないような、旅費の準備手続等において間違いが発生しないようにという意図の下でつくったものでございました。

御質問の決裁の変更手続等を取らなかったことにつきましては、基本的に、この文書の大本の枠組みについては変わることではございませんでしたが、この令和4年の12月の序議を踏まえて、令和5年の1月の中で、課長職あるいは三役も入った中での協議ということでございましたので、一定程度、この内容でこの変更については、ある程度の合意が得られたものというふうに私の方としては認識をしましたので、今ある留意点、文書の保存のほうに置いておりましたけれども、そちらのほうに改変したものを格納してというところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 変更後の周知の徹底ですが、どのようになされましたか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 周知の方法につきましては、私自身から特に全庁的に向けてしたのは、文書保存のほうに置き直したというところでございます。それと、一定程度、令和4年12月の序議、令和5年1月の序議ということで、序内の周知のほうは図られたというふうに思っておりまして、それぞれの課長職のほうから課員のほうには連絡があったものということでございましたので、私としては大きく何かアクションをしたというところでございません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうすると、証人のほうは、各課長が承諾を得ているという認識であったということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 令和4年12月、令和5年1月の序議に出席している中では、令和4年12月の序議の際に、もう少し具体的な例示をしたほうがいいのではないかという意見も踏まえまして、例えば、概算払いに必要な書類でありますとか、精算払いに必要な書類というものをお示ししたものを作った上で、保存をしたというところでございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 新しく令和5年1月に出されている留意点には、赤文字のところで改変されているところがあります。一般的に、宿泊した際は領収書をつけるのが通常かとは思うのですが、これに

よりますと、見積書や請求書等の商品代金が分かるものの添付でもいいというような解釈になるような文面がつけられております。

これは大分大きな変更であったかとは思うのですが、その周知の徹底がなされていなかったように思います。前の参考人質問で、当時の会計課長に証言していただいた中に、この旅費の留意点の変更について、会計課は存じ上げなかったということで証言を得ていますが、周知はされていたと証人は思われているということなんですけども、その周知の徹底というところはどのようになさっていたのか、もう一度お答えいただけますでしょうか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 私としましては、こちらの令和5年1月の序議の中で出た書類で協議された内容をもって、一定程度周知がなされたものとして扱っておりました。

また、文書管理のほうにデータを保存しておりましたので、そちらのほうを確認できる状態であったというふうには思っております。ただ、私自身が具体的なアクション、例えばインフォメーションでありますとか、そういうもので周知ができる体制を取れていなかつたかなというふうに思っております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 この書類に総務課、会計課と連名でございます。なぜ会計課が知らないという事態になっているのでしょうか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 私としましては、この序議を踏まえたところで、一定程度、この内容については会計課だけでなく、全課について一定程度の内容については周知ができていたのかなというふうに思いましたものですから、また、一番最初、令和4年5月のときに、会計課まで合議をした上でこの文書を作成したというところもございましたので、一定程度の内容については、御確認いただいているものというふうに認識をしていたところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 会計課と個別に変更箇所を、この文書を出す前に話し合いをしなかったということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 個別の話し合いをした記憶はございません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 会計処理をするのは会計課でございます。そこの担当課とすり合わせをしなかつたということでございますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 令和4年5月にこの留意点を作成した経緯にまで遡るかもしれませんけれども、令和2年、令和3年、御存じのように新型コロナの蔓延によりまして出張というものが激減いたしました。令和4年頃から少しづつ宿泊を伴うような出張でございますとか、外務に出るような出張というところが出てまいりました。それに伴いまして、それまで出張に行っていなかった職員等が出張旅費に関する請求等を行う中で、不備な点というものが多々出てきていたかというふうに認識をしております。それについて、会計課のほうからも、個別具体的な内容についてどうなのだろうかというふうな見解を求めるようなこともあったと記憶しております。

ただ、実際に私は会計事務をしているわけではありません。あくまで財務規則の所管、あるいは会計規則も含まれておるものではございますが、財務規則を所管している、また、あるいは旅費に関する条例施行規則を所管しておる部署として、できる限り他の自治体の運用等も調べながら、留意点を作成したというところでございます。

これについての、また、基本的には支出を義務づけるために必要な書類というものは、条例7条の中できっちり提出しなさいというところを書いておりますので、それを周知するというのが、まず一番の目的でございまして、また、具体的な内容について、会計課のほうから一度こういう文書を作つて、その後に個別具体的に問合せ等を受ける機会があまりなかったというところもございまして、そういう会計事務で困っているという事案が、私の方で認識できなかつたというところもあったかもしれません。

そういういたところもあって、最終的に、この令和5年1月の変更について協議ができていなかつたかなというふうには思っております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 職員が見るデスクネットに上げるときに、誰の許可をもらってそこに上げたんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 庁舎内の周知の方法のデスクネットというところで、決裁を得て掲載する場合もございますし、これにつきましては、許可を得たというよりは、当時の総務課長にこの文案でいった内容を確認していただいた上で、私の方でアップロードしたというか、格納したというようなところでございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 会計課と連携を取る時間がなかつたというか、そのような答弁だったかと思うんですけども、この文書を見ていただくだけの時間も取れなかつたということでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 時間がなかつたというと虚偽になるかもしれませんので、時間はあつ

たのかもしれません、ただ、この令和5年の1月の時期といいますのが、私どもは当初予算、それから年度末の補正予算の編成等もございましたので、各課の予算要求書とかを確認するという業務のほうを優先していたというところもあったかもしれません、その時間が私のほうで会計課に打診をしてつくることができなかつたというのが現状でございます。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 最終的に、こちらの変更によって、後に会計課が困惑する、出張料費を精算するに当たって大変困難が生じたという事例が生じておりますが、それについてどう思われますか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） もともとこの留意点をつくった目的としましては、職員が旅費の計算の事務に当たって、できるだけミスがないようにということを目的につくったものでございます。また、もちろん不正がないようにというところは、当然、私たち地方公務員はそれに基づいて仕事をしているというふうに思っております。

この条例につきましても、必要な添付書類を提出できなかつた場合には受領できない、これが大原則の下に、それについて、どのようにこれをしたらしめる証拠であるかというものを例示したところでございますが、今回、誤解を与えるような表現になっていたことで、不正といわれる事案が発生したことについては遺憾に思っておりますし、私どもの表現がそういった曖昧な表現に結果的になつてしまっていたということについては、責任を感じております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○白根美穂副委員長 はい。

○古賀世章委員長 では、私のほうから1点確認したいんですが、先ほどデスクネットに変更されたのを上げたとおっしゃいましたけど、私の聞き漏らしかもしれませんが、指示を仰いだのは前の総務課長だったというふうに認識したんですが、そこは間違いないですか、そこだけお答えください。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 令和4年5月に当初作成したときの文書の周知につきましては、指示を仰いだというよりも、このようにして作成しましたので、この文書管理という場所に保存しますということで、合意を取った上で掲載をしております。

また、令和5年1月の改変についても、内容を確認いただいた上で掲載しますということで掲載したことろでございます。

○古賀世章委員長 再度確認ですけど、一応、上司からは合意を得とったと、了解されとったというふうに認識してよろしいでしょうか、そこだけお答えをお願いします。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） そのように認識をしております。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

そのほか、どなたか。實藤委員。

○實藤量徳委員 まず、改訂されて分かりやすくされたということでしたよね。コロナが終わり出張が増えたので、請求書とかにも、請求書というか出張のことに関して簡単に分かりやすくするよう書き直したというお答えだったと思うんですが、分かりやすくするんだったら、こういう宿泊証明書とか、何と何というふうにきちんとしたほうが分かりやすいんじゃないですか。この赤字のところになるといろいろありますよね。復命書でもいい、行程表でもいいとか、何だりかんだりいろいろあるけど、そういうことより、不正とかも防ぐためには、やっぱりこれとこれを提出しなさいというふうにされたほうがよかつたんじゃないでしょうか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 委員御指摘のとおり、ここの例示につきましては、概算払いのときに付ける書類と、精算払いに対する書類というものが混記されているような状態になっておりました。そこについて誤解を招くような表現になっておりましたので、この場合はこれをつけてくれ、この場合はこれをつなさいというような指示の書きぶりにするべきだったなというふうに思っております。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 それと、パソコンにアップしてみんなが見れるようにしましたとおっしゃいましたが、アップしてどれぐらい期間、見れるような状態になっているんですか。それとも、今もずっと見れる状態なんですか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 期限は設けておりませんので、今現在も確認できる状態にあるかと思います。

○古賀世章委員長 實藤委員。

○實藤量徳委員 そうすると、誰が見たかというのをそちらのほうで把握できるということですね。誰が閲覧したというのは全部出てくるはずですよね。出ませんか。ＬＩＮＥとかだったら、だつと出たりしますけど。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 委員おっしゃられてある方法により周知する、今、私が申し上げております文書管理というのが、フォルダに置いてある状態でございますので、どの職員が閲覧したかということについては、私のほうで確認をすることはできません。

ただ、もう一つ、デスクネットの機能のほうにインフォメーションでありますとか、回覧レポートというような機能がございます。そちらについては、発出した相手先が既読になっているか、確認済みになっているかというのは、発出した側から確認をすることができます。

今回私が置いたのは文書管理フォルダ、一般的には、例えば電算のマニュアルでありますとかに關

するアーカイブ的なものを保存する場所というふうに認識しておりますが、そちらのほうに保存をしたというところでございますので、誰がアクセスしたかについては確認ができないものでございます。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほか、どなたか。平山委員。

○平山賢治委員 少しちょっと前に戻りますけど、よろしくお願ひします。

いろいろあると思うんですが、まず、先ほど当初の令和4年5月の当初つくられた留意点、これは副町長による決裁文書ということで我々は認識してよろしいですか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） その認識でございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 次が、こちらは全くどなたの決裁も得ていない変更の文書であると、先ほどは大きな部分に関わらないというような意味があるんですけど、軽微な変更であれば、決裁文書の決裁というのは必要ないという認識なんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 文書の取扱いの規定等もあるかと思いますけれども、一般論でいきますと、決裁文書については、この場合、再決裁するものが一般的ではございますけれども、この内容については、大本については既に周知済みのものでございまして、かつ令和4年12月と令和5年1月の府議で協議されている内容というものでございましたので、そのものについては、決裁自体は取り直さず出すというところの判断をしたところでございます。

なお、府内の通知文書等は多々ございます。それは内容については大きく周知するものもございますが、事務上軽微なもの周知の内容もございます。その一つ一つ全てについて決裁を取るかどうかにつきましては、課長、もしくはそれより上の裁量等によって、即時的に出すものについては簡易な決裁等で出すということもあるかというふうに思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 副町長が決裁した文書を副町長以外の方が変更して、それによって損害なり犯罪等が発生した場合、この責任はどなたがお取りになるんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 大変申し訳ないんですが、そこの責任の所在については、今、私が申し上げられるだけの知識を有しておりません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 こうしたものが公文書偽造や決裁文書の改ざん等の非行為に当たるとは考えませんでしたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 考えておりません。理由と申し上げましては、この文書について、私が独断で作成したというものではなくて、この内容についても、一定、府議等で協議をされたというところでございましたし、私自身が、この内容をもって不正行為がなされる可能性について、認識をしていなかったというところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 軽微どころか極めて重大な改変だろうと。これはまた後ほど申し上げますが、それに よって不正行為や不正請求が行われている。大変なことです。

じゃあちょっと次に行きますが、先ほど、府議の協議を下にこれを改変したと、それが根拠だというような御主旨の御証言だと思いますが、この府議というものはどのような団体で、どのような意思決定や権限を持っているものでしょうか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） あくまで私の今の職責で申し上げさせていただきますと、三役それから課長職で、総務課の人事担当係長、それから財政係長が集いまして、重要な事項についての意思決定等、協議を踏まえて意思決定をしていく場というふうに意識をしております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 その中で、前松元総務課長に対してこれを喚問いたしましたところ、添付書類の具体化ではなく緩和を言われたと、そういうもっと簡素に請求ができるようにならないかという発言を受けてこの作業に着手したんだと。その緩和を言い出したのは、この文書偽造の疑惑の張本人である佐々木氏であるという証言がありました。そのとおりですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 発言の内容が緩和でありますとか、簡素化だったというふうな内容の発言だったかどうかについては記憶がございませんでしたが、この内容についての見直しを求める発言があったということは記憶をしております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 議事録、こういう重大な変更する場合、府議というのが三役、それから管理職という府舎の幹部が一堂に会する会議だというふうに理解させてもらったんですが、これに対して議事録や意思決定、それは改変に係るための根拠というものは一つ一つ積み上げていらっしゃるのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 議事録について、その会議の後に作成したものが回っておるという形ではなく、その場にいた幹部職員のほうから各課員へ周知がなされているというところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ということは、正式な意思決定、議事録もなく正式な議決もなく、単なる協議の場であるとすれば、そこで何らかの発言が行われたからといって、決裁もなしに決裁文書を改変する根拠にはなり得ないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） この内容につきましては、繰り返しになって恐縮ではあるんですけれども、令和4年5月のときに、この内容については一定周知が図られていたものというふうに認識をしております。

また、今回の令和5年1月の改正におきましては、この一部についての協議がなされたものというふうに思っておりますので、この部分については協議がなされたものでありますから、合意形成が図られたというふうに認識をしたところでございます。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 ぱっと見比べていただいても分かりますけど、もう全然違いますよね。それで、赤いところは特に重点的な変更の部分であって、赤くない部分も項目が違っていたら違うので、これはもう軽微な変更とか内容に係る変更とは言えないと思うんです。

先ほどおっしゃった実質部分に重大な変更が当たる場合ではないとおっしゃっているんですが、実際にこの書面によって、今まで宿泊証明書が添付による客観的な宿泊施設の法的な証明書が必要だったのに、この赤い部分になれば、復命書に宿泊場所を記載、行程表ということは、証拠がなくても公金が支出され得ると。自己申告です。ここに泊まりましたという報告書を書けば、公金が宿泊費として支出されるという、一般的な日本人が見ればそのような解釈になると思いますが、そうは考えませんでしたか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 前のご質問でも発言させていただいたんですけども、こちらにつきましては、見積書でありますとか、行程表でありますとかというのは、概算払いをする中で、出張復命書に書かれてある金額を会計管理者が確認するための資料というふうに、私としては認識をしていたところでございます。

この宿泊証明書自体を消したという、後ほど後ろのほうに例示の中で書かせてはいただいているんですけども、ここ数年といいますか、宿泊の形態、宿泊を伴う出張でも宿泊命令書が出ないような事案でありますとかというものについて、個別的にどういったものがあつたらいいかというところを協議する中で、例えば、団体で出た場合には、行程表でありますとか、例えば出張復命をする中で、その研修に参加した研修書類等で、その研修に行ったことが確実に分かる、要は、つまり7条に書かれてある、確実に出張したことを証明できるようなものを添付してくれという意味合いでのところは書いたつもりではございません。

以上です。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 実際に、まず会計課が知らずに、そういうことが言われてびっくりしたということ。

会計課が初めて知ったのは、会計課の証言によれば、この改変を要求した佐々木という人物が、昨年の10月に、この改変された文書を根拠として宿泊証明書は要らないだろうということで、何らの客観証明にもならないような行程表等を添付して、会計課に宿泊の精算を要求したという事案があります。それはご存じですか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） そういう事案があったということは、その後に聞いて存じております。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それから、翌11月にも同様の人物が一切証拠処理を添付せずに、旅費の精算を請求したケースがあります。それもご存じですか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 一切添付をせずに請求したということについて、その事実について、私は存じ上げておりません。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 それは、多分書類を見ると、宿泊場所を記載しているんです。それ多分恐らくこれが根拠になっているんです。つまり、この流れを見ると、何らの決議の権限もない序議の中で、佐々木いう人物が、この添付書類の緩和を要求して、これをあなた方が何らの決裁文書の変更、手続もなしに変えさせて、その緩和を主張した人物が、これを根拠にもう要らないだろうがと、会計課に乗り込んでくると、そういう形です。しかも、その緩和を主張した時期というのは、彼がああいう北九州において、偽の虚偽文書を作成した時期と重なる。これは、どういうことだと思いますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人、どうぞ。

○証人（財政係長 福岡信義） 私たち公務員については、法令に遵守して事務を執行するべきと思っておりますし、当然ながら、財務規則でありますとか、旅費条例、また、施行規則にのっとって正しく行っていくべきだというふうに思っております。その原理、原則については守るべきものであると思いますし、本来、支出するべき書類につけられている、この留意点を根拠としてつけないという理由になったということについては、その書きぶりについて不足があったというふうに思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほか。高橋議長。

○高橋直也議長 今、証人のお答えの中で、令和4年の12月の序議と、令和5年の1月の序議で、この留意点の変更について合意を得たという説明をなされました。その序議のときに、今までの留意点に関

する書類と、今度こういうふうにしますという新しい、新旧対照表といいますか、新しくこういうふうにしますという書類を、庁議に来られた各皆さんに手渡して説明をされたんでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 改正点について、以前の留意点を添付して、それと、改正案としてお示ししたものを、2つお示ししたという記憶はございません。

○高橋直也議長 じゃあもう口頭だけだったということです。口頭での説明だったということです、この2回の庁議での改変しようという内容については。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 口頭だけの説明で、令和4年12月の中で、こういう見直しについてのご提案がありました。その後、私と総務課長が協議いたしまして、この改正文案についてお示しをしたところでございます。

なお、その中で、宿泊したことが分かる書類というものについては、具体的に書けるのではないかという、その庁議の際のご指摘も踏まえて、では、この例示について追加するというところでも、その中で、庁議のほうで協議、合意を得たところで認識しております。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 端的に答えてもらっていいですか。その2回の庁議で、文書をきちんと出して、これからこれになるというふうな形で説明をしたのかどうかというのを聞かせてください。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 2つの文書をお示しして、こことここが変わるというご説明はしておりませんが、改正後の案については、お示ししたと記憶をしております。

○高橋直也議長 分かりました。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

○高橋直也議長 いいですか。

○古賀世章委員長 はい。

○高橋直也議長 大枠は変わらないと言われますけども、確かにこう見ると、①から⑦まで、大枠は変わりませんけども、重要な内容が私はすごく変わっていると思うんです。

具体的に示しますと、④航空賃、鉄道賃、宿泊に係る添付書類のところです。3)宿泊ってあります。これが、令和4年5月の文では、領収書の添付を願いますと。宿泊証明書は不要ですと。一般的に考えれば、領収書があれば宿泊証明書は要らないと。私もこれ思います。でも、新しく改変された文では、領収書等（見積りや請求書等商品代金が分かるものを添付願います。宿泊証明書は不要です）と書かれています。改変されています。

ちょっとお尋ねしたいんですけども、なぜ領収書が要るのか、添付書類が要るのか。それは、公金、

税金を使って出張に行って、そこに泊まった証拠を、こういう宿泊代にちゃんと税金を使っていますよ、公金を使いましたよという証明をするために、領収書等が要ると私は思うんです。

ちょっとお尋ねしますけども、お金の流れをきちっと証明するのに、ホテルに泊まって、ホテルにお金を払ったというのを証明するのに、まず、領収書、宿泊証明書、見積書、請求書、この4つの書類であれば、間違いなく払ったという証明ができる書類を順にお答えしていただけるでしょうか。一般的で構いません。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） ちょっと順番にということでございました。私の考えとしましては、高い順に申し上げますと、領収書、宿泊証明書、請求書、見積書というふうに、4つでよろしかったですか。

○高橋直也議長 そうですよね。私もそう思います。となると、5月1日に改変されたこの宿泊の部分で、領収書等、もしくは見積書、請求書を添付願いますとなっているじゃないですか。ということは、領収書と見積書、請求書が同等というふうに見受けられるんです。これで正しく、本人が公金を使ってホテルに泊まったかという証明を徹底的に管理できると思われますかをお聞かせください。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 私の思い上がりかもしれません、財務規則でありますとか、旅費条例規則を見ている中で、支出負担行為を確認する書類については、出張命令書でございますし、出張命令に書かれてある金額を証明するものとしましては、まだ概算払いの段階では見積り、あるいは請求書でしかないかなというふうに思っておりますが、そこで改めて支出、あるいは精算払いにつきましては、領収書等による精算が必要なものは大原則であるというふうに認識しておりますが、私の認識を、この文書では読み方によっては、読みようによつては、これを混同する可能性があるというふうに現状では思つてはいるところです。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 私が見るに、この改変された内容は厳しくするどころか、留意点の緩和に過ぎないと私は思うんです。前のやつは、領収書の添付を願いますと。領収書の添付をすれば宿泊証明書は不要ですみみたいに見受けられるんですけども、緩和された、新しくなった分は、宿泊証明書はもう要らないと。消されています。ということは、領収書の替わりに見積書や請求書で証明できるというような留意点を緩和したような文書に見受けられますけども、これ、この文書を作るときに、証人が、自分がこういうふうに考えて作られたと言われたじゃないですか。作るときに誰からかアドバイスとか、誰からかこうしたがいいとか、そういう助言的なものは受けられたんですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 助言というものを誰かに求めてはおりません。

○古賀世章委員長 いかがですか。議長。

○高橋直也議長 じゃあはつきり聞きますけれども、当時の総務課長であった松元総務課長が、佐々木氏からこういうふうにいろいろ言わされたというような証言があつておりますけども、この文書を作るときに、佐々木氏から何かいろいろ言わされたという経緯はありますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） この具体的な例示の書類について、今おっしゃられている方から個別に指示を受けたというのは、私は記憶がございません。

○高橋直也議長 分かりました。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○高橋直也議長 それと、もう一点です。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 この文書を改変して、デスクネットで開示したというふうに説明がありましたけども、デスクネットに1回上げて、そのまま今までずっと誰でもが見れるような状況になっているんですか。そこを確認させてください。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 今といいますか、この旅費に関する留意点については、デスクネットの文書管理という機能の中で、企画財政課が所管している通知文の中のフォルダの中に入れておりますので、今現在というか、確認をすることができる状態にはあります。

○高橋直也議長 ちょっと言い方変えます。

○古賀世章委員長 議長。

○高橋直也議長 1回載せて、それから、みんなが誰でもが見れるような状況なんですよね。みんなが見れる状況というのは、載せてからずっと今まで続いているんですか。途中で見れなくなった期間があるとか、そういうことはありませんよね。ずっと載せてから、ずっと今まで誰でも見れる状況でデスクネットに載せているという理解でよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 一度載せて、入れ替えの作業のときには、前の分は見れなくなるということはあり得るかもしれませんけれども、日時を設定して、ここの日になつたら見れなくなるとか、そういう設定のほうではありませんので、見れる状態になっているというふうに思っております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。時間も大分押してきましたので、最後の1問ぐらい受け付けたいと思いますが、どなたか。平山委員。

○平山賢治委員 話を総合しますと、この改変に当たっては、その根拠となる議決もなければ、業務命

令もなければ、他の上司等からの圧力もなかった、そういうふうにお受けしてよろしいですか。

○古賀世章委員長 福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 今までのご質問の中で、私がご説明させていただいている中で、この旅費の留意点につきましては、条例、規則、あるいは財務規則を守った上で、かつ具体的に分かりやすいようにという意図でやってきたつもりであります。そこがうまく伝わっていなかつたというふうに、私自身は反省しておるとこはございます。また、周知の方法としても、もう少し協議の場を踏ました上で、進めるべきであったかなというふうに思っておるとこではございますが、特に圧力等を受けて改変したというところでは認識をしておりません。

○古賀世章委員長 平山さん。

○平山賢治委員 行政としての手順を踏まないからこんなことになっちゃっています、そうであれば。だから、そこは大いに反省していただきたいといけない。それと、これはもう改正されましたか。このものを根拠に、そういう不正請求まがいのことをやってこられている方がいらっしゃるんですけど。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 令和6年に入りまして、12月議会等でのご指摘も踏まえまして、企画財政課、課長中心に、このような具体的にこういった書類をつけてくれ、宿泊時には宿泊証明書、領収書をつけるようにというようなところで再度、庁議で諮った上で、庁議でご説明をしているところです。

また、令和7年4月1日に国のほうの法律も大きく変わりました。以前、この旅費条例でありますとか、旅費の現行の施行規則というのが、おおよそ大分前の法律に準じた形でやってきておりましたので、実態と合わないようなところも多々出てきていたかというふうに思っております。その上で運用を進めていくというところで、会計課のほうも苦慮されていたのかなというふうに思っております。

今回、法律のほうが大きく変わりましたので、私どもとしては、その法律の趣旨に準じた上で、条例とか規則の改正を進めて、今、現時点でも進めておるとこではございますし、その必要な書類等についても、具体的に分かりやすく、かつ公正にできるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○古賀世章委員長 よろしいですか。議長。

○高橋直也議長 最後に、出張旅費に関する留意点の変更を決裁なく変更されたわけです。ということは、この留意点の変更によって問題が起きたときは、誰の責任になるのか。誰が責任を持って、この留意点の変更を行ったのかということを聞かれたときに、上司の当時の総務課長から指示があつてやられたのか。それとも、証人、本人が自分の意思で改変してそれを周知したのか。これ2つどちらかだけ聞かせてもらってもよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 最終的には、作成した本人に問われるものかもしれませんけれども、どちらかと言わいたら、私の認識はそのように認識をしております。

以上です。

○古賀世章委員長 議長、どうぞ。

○高橋直也議長 決算印って、要するに、最終的に誰が認めたかということで決算印ってもらうわけじゃないですか。今回は決算印も何ももらっていないということですので、この留意点の変更は誰が責任を持ってやられたのかというのを聞いているんです。

○古賀世章委員長 いかがですか。慎重にお答えください。

○高橋直也議長 重要な庁議の場で、各管理職を呼んで話し合って決めたというなら、ここに参加した皆さんの責任であるのか。それならそれできちんと各管理職の皆さんは、分かった上で納得して、この改変に賛同して改変を実行したのか。それとも、そうじゃないということであれば、じゃあ誰の責任になるのかというのを、ちょっと責任の下、改変したのかというのを聞きたいわけです。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そこを端的にお答えください。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） いろいろな考え方があるかと思いますけれども、この留意点自体を発出した私でありますとか、その当時の庁議に携わった課長であるというふうに思っております。

○古賀世章委員長 最後、高橋議長。

○高橋直也議長 その庁議に参加した管理職、みんなで決めたことだから、この留意点で何かあったときにはみんなの責任、管理職みんなが責任を持って改変したという認識でよろしいんですね。

○古賀世章委員長 いかがですか。福岡証人。

○証人（財政係長 福岡信義） 当然その提案については、担当課のほうからいたしたものでございます。各課長の協議の上で合意をしたというところではございますけれども、提案をした担当課に、担当職員であります私でございますとか、担当課長の責任に最終的にはなるのかなというふうに思っております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。それでは、もう時間も大分押してきましたんで、福岡証人の尋問は以上をもちまして終わりとしたいと思います。

では、福岡証人、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。退席してよろしいです。

（証人退室）

○古賀世章委員長 それでは、ここで5分ほどちょっと休憩を取りたいと思います。3時55分から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

（午後3時50分休憩）

（午後3時55分再開）

○古賀世章委員長 それでは時間になりましたので、議事を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、証人尋問を行います。

それでは証人入室のために、暫時休憩をいたします。お願ひします。

(午後3時55分休憩)

(午後3時56分再開)

○古賀世章委員長 それでは、議事を再開いたします。

佐々木証人におかれましては、本委員会の調査のために御協力のほど、よろしくお願ひをいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条に規定がありまして、またこれに基づいて、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これによって、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申出をお願いいたします。

それ以外には、証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮、または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならぬことになっています。

この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について、尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになります。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○古賀世章委員長 それでは、宣誓書を朗読お願いします。

(証人 宣誓書を朗読)

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 宣誓書。良心に従って真実の述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

令和7年4月24日。

佐々木大輔。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。それでは、宣誓書に署名・押印をお願いします。

(証人 宣誓書に署名)

○古賀世章委員長 それでは皆さん、お座りください。

これから証言を求めることがあります、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるよう、お願いをいたします。なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構でございます。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構でございます。

これより、佐々木証人から証言を求めます。

最初に、私委員長から所管の所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことといたします。

まず最初に、人定尋問を行います。

まずあなたは、総務課企画監の佐々木大輔さんでしょうか。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） はい。

○古賀世章委員長 分かりました。

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんでしょうか。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 間違いありません。

○古賀世章委員長 それでは、あらかじめ委員会で決定した尋問の事項について、お伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。佐々木証人は事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただいて結構でございます。尋問にあたり、証人、それから傍聴者に資料の配布を認めます。事務局より配布をお願いいたします。

(資料配布)

○古賀世章委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

尋問の前に、まず私から簡単にそれぞれの資料の説明をいたします。

1点目を御覧ください。これは令和4年11月29日から翌30日にかけて、北九州市小倉北区の西鉄イン小倉ホテルに泊まったことを証明する宿泊証明書でございますが、これはホテルが発行したものではなく、佐々木証人本人が自ら作成した偽の証明書でございます。本物とは帳票が全く違い、ホテルの印鑑もございません。実際に宿泊されたのは、山口県下関市のドーミーインプレミアム下関であることを、後日、本人が認められたので、当時の懲戒審査委員会の判断は、本件以外は宿泊証明書の偽造ではなく、本人も反省しているとのことで、非常に寛大な訓告処分を受けられております。

それから2点目を御覧ください。ホッキスで止めております。やや古い話ですが、平成30年の11月に、佐々木大輔氏と刈茅氏のお2人が愛知県のほうに出張され、2人ともルートイン名古屋ホテルに宿泊されております。平成30年11月9日発行のこれらの宿泊証明書は、2枚目のほうが、先日、証人尋問した刈茅氏が提出したと思われる宿泊証明書でございます。

1枚目の名前の部分は佐々木大輔様とありますが、名前以外の部分が2枚目のものと全く同じ筆跡であり、この2枚の原稿を比較すると、1枚目のものは名前だけを書き換えた偽造であると思われます。刈茅証人の証言では、自分が偽造したり、偽造に手を貸した記憶はないということでございました。

続いて、3点目でございます。これは令和元年10月に、佐々木大輔氏と宮原英壽さんが大阪のほうに出張され、お2人がホテルみかどに宿泊されたときの宿泊証明書でございます。令和元年10月17日付、宿泊者名が佐々木大輔様、宮原英壽様とされている2枚の宿泊証明書は、ホテルの印鑑がなかつたので、そのホテルへ改めて宿泊証明書を取り寄せたところ、この日に宿泊はあったものの、送られてきた本物の証明書は全く様式が異なり、印鑑もあったところでございます。

宮原証人の証言では、出張の手配や精算などは全て当時の課長にお任せし、自分が行ったのは、上司が作成した精算書に押印したぐらいの記憶しか残っていないというようなことでございました。

それから、4点目を御覧ください。これは令和2年10月に、佐々木大輔証人が関東のほうに出張され、令和2年10月24日から2泊3日の予定で、サウナ&ホテルかるまる池袋に宿泊されたときの証明書でございます。氏名欄に佐々木大輔様とあります。ホテルの押印がないため、前会計課長が宿泊証明として記載されているサウナ&ホテルかるまる池袋ホテルに確認をしたところ、宿泊の事実はなく、宿泊証明書の様式も全く違うということが判明しております。当時、既に旅費は支給されておりますが、現時点でも実際の宿泊先は不明で、なぜ宿泊証明書を偽造したかなど、ただす必要があります。

次に、5点目を御覧ください。これは令和2年2月19日から1泊2日の、農業委員会の出張旅費請求時に添付されていた宿泊証明書でございます。先ほど申しました4点目の宿泊証明書と様式がほとんど、非常に似ております。それを御確認ください。

それから6点目と7点目は、出張旅費の計算等に係る留意点についてでございます。

まず、6点目を御覧ください。これは昨年の10月の出張旅費請求の際に、佐々木証人及び同行した職員が宿泊の証明書類として添付したものです。前会計課長がこれは宿泊の証明にはならないと判断し、旅費の支給を止めていた案件でございます。現在は、支払われたというふうに理解をしております。

それから7点目、これも令和6年11月に、四国の高松に出張したときのものでございまして、適切な添付書類がないため、同様に支給を停止していたものでございます。

以上が、説明でございます。

それでは、これらの配付資料を踏まえて、尋問を行いたいと思います。

まず、副委員長のほうから尋問をお願いいたします。

副委員長。

○白根美穂副委員長 証人は病気休暇中でもあるため、気分が悪くなられたときはすぐに申出をしてください。

それでは、宿泊旅費精算の流れについて、私のほうから一言説明させていただきます。一般的に、宿泊費の精算は領収書にて実費精算を行いますが、当町での宿泊を伴う出張では定額払いとなっているため、領収書ではなくても、宿泊を証明するために宿泊先が出す宿泊証明書を添付して精算することができるようになっております。宿泊証明書は領収書に代わり得るものとしているため、大変重要な書類であると認識しております。

これを踏まえて、私のほうから質問させていただきます。

まず1枚目の書類を御覧ください。これは、あなたが提出された書類でしょうか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 間違いないと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 これは、誰が作成されたものですか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 私です。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ここにお泊りになられましたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） いえ、別の宿泊施設に泊まっております。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 別の宿泊施設に泊まった理由をお聞かせください。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 特に理由はありません。そのホテルを、北九州市内で大会があつたように記憶しておりますが、北九州市内の大会の影響で、ホテルが大変混雑しておりましたので、電車で15分程度で行ける下関のホテルに宿泊をしたところです。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ではなぜ下関の宿泊先の書類を出さずに、こちらの小倉のほうの署名がある文書を出されたのでしょうか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 当時、女性の職員と一緒に同行しましたので、女性と出張するのは初めてでして、男性とはありましたが、一緒にホテルに泊まったというのは何かまずいのではないかというような余計な心配をして、別のホテルに泊まったという署名を作ってしまったところです。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 実際には、下関のほうに女性と同じホテルに泊まったのは間違いませんか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 間違いません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 では2枚目の方に行きます。同じ質問をさせていただきます。これは証人が提出した書類でしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 記憶は定かではありませんが、恐らくそうだろうと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 これは誰が作成したものですか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） ホテルであろうと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ここに宿泊はされましたか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） はっきりと覚えていませんが、泊まったのだろうと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 3枚目を御覧ください。大阪のビジネスホテルみかどについてです。こちらの書類はあなたが提出した書類ですか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 記憶は定かではありませんが、提出したものであろうと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 これは誰が作ったのですか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 役場で使うような様式に似ておりますので、私が作成したかもしれません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ここみかどホテルに泊まったことは、あの宿泊証明書で証明されておりますが、なぜそこで宿泊証明書がもらえるにもかかわらず、御自分でお作りになったのでしょうか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） よく覚えておりませんが、もうのを忘れて帰ってきたので、自分で作ったのかもしれません。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 あとで取り寄せるということができたかとは思いますが、そのような行動には移らなかつたということですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 恐らくそうだと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 4枚目です。令和2年10月26日ですね。東京のかるまる池袋の件です。こちらと5枚目の宿泊証明書、形式が非常に似ております。まず4枚目の書類ですが、こちらはあなたが提出された書類でしょうか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 恐らくそうだと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 これは、誰がお作りになられたのですか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 私だと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 ここに泊まったという証明はできますか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） この件だけ少し記憶がはっきりあります、ホテルで、そのと

き物すごい混み合っておりまして、宿泊証明書を出せる、出せない、今は出せないと言われたのか、ちょっと覚えていませんけれども、出せないというふうに言われて、この分は自分で作ったことをあとで思い出しました。そして12月にこの宿泊先に行って、宿泊証明を取得してきたところです。それは、まだ今のところ私がもっています。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 では、このかるまる池袋の領収書はお持ちですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 領収書は持っていないと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 5枚目も様式は同じであります、これもあなたが作ったものと承諾してよろしいでしょうか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） こちらについては、もう記憶が定かではありませんが、恐らくそうではないかと思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 そうしますと、こちら玉泉館に泊まったという証明はできますか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 今、その大分前ですので、その記録が残っているか分かりませんが、宿泊施設のほうに申し出れば、あるいは可能なのかなというふうに思います。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 同じ質問になりますが、こちらのえびののほうの宿泊証明書、なぜ取ることができなかつたのでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） これについては、ちょっと覚えておりません。

○白根美穂副委員長 以上です。

○古賀世章委員長 いいですか。ありがとうございました。

そのほか、どなたか御質問のある方はお願ひいたします。

留意点について、白根副委員長、お願いをいたします。

○白根美穂副委員長 今、お手元にある出張旅費の留意点ですが、変更があつてあります。これは、この変更があつたことを御存じでありますか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 存じ上げております。

○白根美穂副委員長 この改変は、どのような経緯でなされたと記憶されていますか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 宿泊証明ではなくてもよいという変更については、序議において私が提案をして、変更がされたものではなかったかと記憶しております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それを主張したのはなぜでしょうか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） もともと宿泊証明は必要ではありませんでした。なぜ必要になったのかが、どうして宿泊証明をつける必要になったのかが、理由がよく分からぬまま宿泊証明をつけるということになりましたので、これについては、私が偽造したというのは問題外でありますけれども、取得するのもそれなりの手間がかかるので、元の添付する必要がない状態に戻してもいいのではないかと提案したように記憶しております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それですと、宿泊証明書ではなくて、領収書を添付すれば精算ができるというふうになりますけれども、先ほどお答えいただいたように、領収書も添付していない事例がございます。どうしてでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） それは、宿泊証明書が必要になった後の精算についてという御質問でしょうか。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 宿泊証明書は、先ほどおっしゃられたのは、令和4年に留意点が変更になっていて、改定になったのは令和5年で、その前が令和4年でしたね。その前は、領収書も宿泊証明書も要らずに精算可能だったってことでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） そうであったように記憶しております。

○古賀世章委員長 白根副委員長。

○白根美穂副委員長 公金を利用して仕事をしているわけですけれども、その旅費精算、公金を動かすわけですが、それに対して精算するときに領収書も要らないという認識だったということでおろしいですか。

○古賀世章委員長 佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 先ほどの委員長の説明の中でもあったかと思いますが、旅費については定額を渡すという考え方ですので、領収書を持って精算するのは航空運賃のみという規定が

あつたと思います。そのほかの、例えば宿泊費についても宿泊証明書も領収書も必要ありませんでしたし、あるいは、ある程度高額になる新幹線の運賃等についても、乗車証明や領収書などは必要なく、精算ができておりました。

○古賀世章委員長 いいですか。

そのほかどなたか。平山委員。

○平山賢治委員 一つは、まずちょっと再確認したいのですが、係長と同行したケースがございます。

この係長の証明書についても、先日の証人喚問ではその証人の係長は2人とも自分はやっていないと証言しており、課長に任せていたと言っていますが、それは事実ですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 恐らくそうであろうと思います。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 先ほどの証言では、宿泊証明書を取るのに手間がかかるとおっしゃったんですが、これはチェックアウト時に一般的に頂けるものではないですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） チェックインのときに頼んでおけば、チェックアウトのときに頂くことができることが多かったと思います。その申出を忘れて、チェックアウトのときに申し出てしまうと、かなり待たされていましたとか、あるいは近年ですけれども、宿泊証明書は口頭で昔はお願ひできていましたけれども、書類を書いて詳細に必要な理由とかを書いて、お願ひするケースも必要なことがありましたので、そういう点で、やはり少し手間であるなというふうに感じたところです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 宿泊場所の宿泊証明書一枚取れない方が、町の管理者としてお勤めが務まるとお考えでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） その質問には直接お答えしにくいのですが、責任は痛感しております。

○古賀世章委員長 ちょっとすみません。バッテリーが切れておるみたいですから、今から一、二分交換のために暫時休憩を入れたいと思いますので、申し訳ありません。

(午後4時26分休憩)

(午後4時30分再開)

○古賀世章委員長 すみません。お待たせしました。それでは再開をいたします。

平山委員、お願ひします。

○平山賢治委員 以前が、公金に関する証拠書類の添付が必要なかったということと、あなたが数点、

数種類にわたって偽造することの関連をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 特に直接はないのかもしれません、前必要なかったから偽造したというわけでもありません。ただ、添付しなくてはならなくなつたのが不明瞭であったのは、多少関係があるのかもしれません。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 こちらの調査によれば、平成27年から、ある議員の質問に基づいて、宿泊証明書等の証拠書類が必要になったというふうになつてゐるので、当然、昔はそういうことで出ていたかもしれませんけど、そういう公金のきっちとした取扱いについての世論が高まつた上で、当然、行政としても必要な添付書類を積み上げてきたわけですよね。そういう公金の適正な取扱いに対する反抗のようなものがあるということでしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 反抗というわけではありません。ただ、厳密に言うと、必要はないのではないかというふうに考えています。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 我々が納めた税金ですよね、公金は。それを1円たりとも不正な支出はしてはならず、適正な証拠に基づいて支出されなければならないという、近代政治学の原則、財政学の原則があると思うんですが、それについても、やはり疑問のようなものはありますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） いえ、ありません。その旅費については、必要ないのではないかというふうに思うだけです。

庁議でこの提案をするときに、近隣の市町村に幾つか聞きましたけれども、宿泊証明を添付しているところは少なかったように記憶をしています。今は変わっているかもしれませんけれども、そういった事実もありましたので、元の状態に戻してもらいたいというふうに申し上げたところです。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 領収書を普通添付するようになるんじゃないですかね。だから領収書が必要なところを、我々は、ここはわざわざ負けて、宿泊証明書はまあよかろうというふうな制度設計になつてゐると思うんですけど、その領収書の添付の必要についてはどうお考えですか。その近隣も含めて。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 先ほど申し上げたとおり、電車代等は、領収書等の添付必要ありませんし、乗車の証明も必要ありません。旅費というのは、そういう性質のものだというふうに理解をしています。定額のものを、どこそこに出張する場合は、定額で支給をしますと。ですから、普

通の公金と違って、職員が先に立替えをしたとしても、何の問題もありません。それが決定的に違うところで、本来領収書等は必要ないものというふうに考えています。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 何度も何度も申し上げますが、そのご主張と何度も偽造したということの関連が分かりません。つまり、あなたは一体、証人は一体、これによって何をしたいのか。実際泊まっているにもかかわらず、うそをついたり、虚偽の証明書、さつき「手間だ」とおっしゃったけど、偽造するほうが手間ですよね。そういう手間をかけてでも、こうやって虚偽の宿泊証明書を何枚も作って、これだけの手間、労力と情熱をかけて偽造なさる。この目的は何ですか。やっぱりそのどうしても必要ないだらうという主張したいがためですか。

しかし、これはばれていない。最近になってこれはばれてきたけれども、あなたが議会でも申し上げたけれども、実際に虚偽の書類で、その時点で宿泊、規程があるにもかかわらず、その時点であなたが精算金を受け取ったとしていたら、それでもう私は詐欺の生粹だと思うんですが、そういうリスクを犯してでも、こういうことをやりたかった目的は何でしょうか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 特に理由はありません。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 およそ大人の方がなさることというのは、ガバナンスとかそういう問題で、そういう現在、町行政等が積み上げてきたそういう公金を、適切に取り扱う規則をなし崩しにしたいという明確な意図があったのではないですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） そのような意図はなかったところです。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。それでは、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 出張の際に定額ということで決まっておりますが、宿泊先を証明できない、行った先で友人宅に泊まったり、ホテルに泊まらずに違うところに泊まった。最初に計画を立てていたところではないところに泊まったりとかした場合に、自分の身の潔白を示すためにも、きっちりとした証明書や領収書添付が必要だったと思うんですけども、そこに関してはどうお考えになりますか。これは公金でお仕事に行っている。定額でもらうにしても、実際自分がちゃんとそこに行って仕事をしたという証明書を取ってこなければいけなかつたと思うんですけども、その件に関してはどう思われますか。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 宿泊証明が必要だというふうな変更があつて以降は、しっかり宿泊証明書を添付すべきだったろうと反省しております。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 自分で自作したということでございましたけども、そうすると、これは証明にならないということになりますけども、この件に関してどう思われますか。前の一般質問のときでも、町長も教育長も、後にも先にも偽造はしていないと。そのようなことはしていないので、今回訓告処分を行ったというお答えでございました。でも百条で調べたところ、後にも先にも偽造が判明したということでございますけども、この件に関して、ご意見お聞かせいただければと思います。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 大分過去のことで記憶が曖昧だったこともあったかと思います。こうやって調査の結果、こういった事実が判明したことに関しては、深く反省をしておるところです。

○古賀世章委員長 よろしいですか。そのほか、どなたかご質問があれば。はい、平山委員。

○平山賢治委員 そうなんですが、我々膨大な宿泊資料をチェックしておりますが、証人以外のところで、非行為を発見するには至っておりませんし、証人と証人に同行した者に関してのみこういうものが出てきて、つまり、ほかの方々は、大多数の職員は真面目に職務をなさっているのに、こういうモラル破壊というか、公金を取り扱う原則を何もかも破壊しようとする方が、恐ろしいことに管理職にいらっしゃるということについて、今後、ご自身が信用、今まで証人がお作りになった文書も発言も、もう信用できないということになりますよね、我々は。文書もうそ、発言もうそになります。

今後、どういった信頼の立て直しが必要だと思いますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 任命権者からしかるべき処分を受けて、私も反省し、処分を受けた上で、職務に精励したいというふうに考えています。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。そのほかどなたか。平山委員。

○平山賢治委員 すみません。先ほどの添付書類の中で後ろのほう、先ほど質問した次ですが、まず、すみません、ちょっと番号振っていないんで申し訳ないんですけど、過去の予約じやらんネットというのがございます。これで、これが昨年の11月の提出された分ですよね。つい最近のやつですが、証人は、この奈良県に2名で出張した際に、精算、支出、宿泊費の支出を要求した際に、新しい旅費に関する留意点によれば、宿泊証明書は必要なく、その他のものでもいいだろうと主張して、このネットの画面ですかね、を添付の上、宿泊費を請求したと証言がありますが、そのとおりですか。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） はい、そのとおりです。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 それもあなたの個性的な主張によるものですか。つまり、必要ないだろうというか、必要ないので、あるいは留意点を自分の要求によって改変させて、宿泊証明書を要らないようにして、

宿泊証明書じゃない、この何らの客観的証明にもならないものでも、留意点ではいいだろうという主張でお出しになったということですか。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） はい、そのとおりです。

○古賀世章委員長 平山委員。

○平山賢治委員 この留意点の改変については、先ほど、福岡証人が自らの意思でやったということを言っておりますが、連名者である会計責任者は、全くこの改変を知らなかつたと言つております。証人は、この留意点の改変をなぜご存じなんでしょう。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 庁議で提案した結果、そういうことでいいだろうというふうな結論が出まして、ここで資料で頂いておりますけれども、令和5年1月の分で赤字で書いてあるように、こういったものでもよいとなつておるので、それに従つてこちらを提出したということでございます。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 こうした一連の行為が、そういう公金をきちんと取り扱うんだという、近代行政法の理念に真っ向から反するというお考えはございませんでしたか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 先ほども説明したとおり、旅費については、そのようなやり方でよいというふうになつておりますので、そういうふうにしたところです。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 次、ご覧ください。出張復命書というのがございます。これも令和6年11月、つい先日、高松市に2名でお行きになつたものです。これについても隨時監査等の調査によれば、この出張復命書に対し、支出命令書に対して必要な添付書類、客観的な証拠書類が全く添付されなかつたという報告がありますが、そのとおりですか。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 最終的には、宿泊証明書を取り寄せて添付をしたんではなかつたかというふうに記憶しております。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 当初はつけていなかつたという報告がありますが、そのとおりですか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） たしかつけ忘れというか、自分で出力して添付ができると思つていたら、部屋が1部屋取れておりませんで、2部屋予約するべきところ、部屋が1部屋取れておりませんで、現地で1部屋を追加して取りました。その分が、宿泊証明ももらっていない、ネットでも、

そういうネットで予約をしていないからネットの履歴もないということで、それが取れないということを失念しておりましたので、最初はつけていなかったと。これはもう宿泊証明を取り寄せるしかないという結論を出して、取り寄せて添付をしたように記憶しています。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 報告によれば、これを支出命令、お持ちになったのは、若い同行者の方であって、同行者の方にそれを必要だということを申し上げたところ、すぐ出てきたとなっています。その後、最初からこれはおっしゃることよりも、必要ないという主張が、というのは、この復命書の中に宿泊先が書いてあるんですよね。これが一つのいわゆる改変された留意点によれば、一つの立証の方法になると、そういうお考えではありませんか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 心得を読むと、復命書に宿泊場所を記載というふうにもありますので、それでいいのかということもあるかなと思います。

○古賀世章委員長 はい、平山委員。

○平山賢治委員 証人としては、その宿泊証明書をつけ忘れというのが、これだけ偽造なさっている、故意に偽造なさっている方が、つけ忘れというのではない。一般的に見て、ないと考えるのが普通だと思うんですよ。だから、つけていないんであれば、何らかの意図があるというふうに一般の方は見ると思います。

だから、本件に関しては、あなたはわざとこれについては添付せずに、これをもって添付書類用になるものだという主張をするおつもりではなかったですか。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） よく記憶にありませんが、もしかしたらそうかもしれません。つけていなかった、ただ、担当が、「これじゃ駄目だそうです」というふうに持ってきたときは、速やかに、「じゃ、宿泊証明書を取り寄せてくれ」と。自分がネットで出せないことを思い出して、取り寄せてくれというふうに指示をしたのを覚えています。

○古賀世章委員長 よろしいですか。

○平山賢治委員 取りあえず。

○古賀世章委員長 はい。じゃあ、はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 宿泊証明書は、添付はしなくていいと、ご自分の部下にご指導されたことはございますか。

○古賀世章委員長 いかがですか。はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） この基準が改正されてからは、添付しなくていいというふうに言ってきたと思います。

○古賀世章委員長 はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 大刀洗町職員の旅費に関する条例第7条の中に、「旅費の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、当該旅費の支出命令者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の全部の支給を受けることができない。」と、条例でうたわれております。条例でうたわれているにもかかわらず、なぜ、添付書類が必要ないと思われるのですか。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） まず、宿泊証明が必要だというふうな、一旦必要だというのが、たしか平成28年ぐらいになったのかなというふうに記憶をしておりますが、それまでは、条例にはそう書いてあるけれども、その必要な書類という中に、宿泊証明が含まれていなかったものというふうに考えています。

その口頭であるにせよ、平成28年頃から宿泊証明書が必要だというふうになった以降については、その必要な書類、条例に書かれている必要な書類というのに、宿泊証明が含まれているので必要というふうに考えています。

私の提案に基づいて、令和5年の1月に改正されて以降は、必要な書類に宿泊証明は含まれていなかったものというふうに考えています。

○古賀世章委員長 よろしいですか。はい。そのほかどなたか。ご質問があれば。

(なし)

○古賀世章委員長 なければ、私から1件だけですけど、1点目ですかね。小倉に出張されて、下関にわざわざお泊まりに行かれたということでしたよね。当時の懲戒委員会、これが令和5年の3月24日において、このときの結論を入手したんですが、当時、あなたのご説明では、宿泊証明書の偽造は、この今回の分以外は、前にも後にもないというふうに証言されております。これは後で調べてみると、ぼろぼろ出てきているんですけど、実際は。

その後の調査で、そういうことが出てきたということで、これが事実なら、事実と思うんですが、前回の懲戒委員会でのあなたの発言、これは虚偽、うそをついたということになりますが、これが事実ならば、あなたをかばったと思われる教育長、あるいは町長、かなり苦しまれると思うんですが、この辺に関しては、どのようにお考えですかね。その辺をお聞かせください。はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 私が虚偽を申し上げたわけとして、町長、教育長は、決して私のことをかばったりはされていないものというふうに考えています。全て私の責任ということを痛感しております。

○古賀世章委員長 それはちょっとおかしいんじゃないかな。私が12月に一般質問したときに、教育長も、それから町長も、かなり、申し訳ないけどあなたのこととかばっておられるようなご発言でございました。このときに彼ら2人は、本人が、前にも後にもないと。極めて厳しく反省しとると。深く反省しとるということで、かなり寛大な、私に言わせると生ぬるいと思ったんですけども、そういうご判断をされるとわくわくですよ。そういう方に対して、申し訳ないという気持ちはないんですか。どうなんですか。そこを確認したいんですが。はい、佐々木さん。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） 大変申し訳なく反省しております。

○古賀世章委員長 反省だけでいいんですか。何かやることはないんですか。どうなんですか。そこを教えてください。はい、佐々木さん。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） おっしゃる意味がよく分かりませんが。

○古賀世章委員長 ああ、そうですか。分かりました。じゃあ、どなたか。はい。

○實藤量徳委員 すみません。同じ件なんですが、下関の件です、まず。ほら、相手が女性だったから、あらぬ変なうわさを立てられるといかんから、自分は小倉に泊まったことにしましたということでしたよね。よろしいですか、それで。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） はい、そうです。

○實藤量徳委員 はい、ありがとうございます。今出ました2年後の11月7日に高松に行かれましたよね。建設課の課長として。この際にも女性だったですよね、相手は。でも、この際は何で、もう一枚偽造されなかつたんですか。

○古賀世章委員長 はい、佐々木証人。

○証人（総務課企画監 佐々木大輔） それは偽造で処分を受けておりましたので、そういうことはできないというふうに考えました。

○古賀世章委員長 いいんですか、それは。

○實藤量徳委員 はい、分かりました。

○古賀世章委員長 はい。そのほか、どなたか。いいですか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 はい。じゃ、なければ、一応これで、佐々木証人の尋問は終わりたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

証人は退席・退室していただいて結構でございます。

(証人退室)

○古賀世章委員長 以上で、佐々木証人への証人尋問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。じゃ、5時10分から再開したいと思います。よろしくお願いします。

(午後4時52分休憩)

(午後5時10分再開)

○古賀世章委員長 お疲れさまです。それでは議事を再開いたします。

記録の提出要求等についてでございます。事前に各委員から意見をいただいておりますので、協議してまいりたいと思います。

この際、地域振興、商工、観光に関する各補助金、平成29年以降の支給条件・支給額等の内容及び実績報告書、以上の提出を求めたいと思います。本件について、ご意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございます。

お諮りします。今申し上げた記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、5月7日水曜までに記録の提出を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次に、証人出頭要求についてでございます。

各委員のご意見を踏まえて、次回の証人喚問につきましては、住民課の四ヶ所係長、それから2番目が、元会計課長の田中課長、それから3番目が、前の佐田元会計課長、4人目が平田総務課長の4人を予定しております。

質問事項につきましては、四ヶ所係長が、出生記念事業について。それから、田中課長についてが、公金の支出について。それから、佐田元会計課長も公金の支出について。そして、平田総務課長も公金の支出についてということで計画をしております。

日時につきましては、5月22日13時30分からということで、場所はここ、協議室において行います。本件についてご意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古賀世章委員長 お諮りします。ただいま申し上げましたとおり、議長に対して証人出頭要求することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく出頭せず、または証言を拒む場合、地方自治法第100条第3項の規定により、6カ月以下の禁固、または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次に、次回の委員会についてでございますが、5月の22日木曜日13時30分より会議を行いたいと思

います。これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古賀世章委員長 はい。異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

そのほかで何かございませんでしょうか。

(なし)

○古賀世章委員長 はい。それでは、ないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさんでございました。ありがとうございました。

(午後5時15分閉会)